

令和8年度税制改正 法人税

～中小企業税制の見直しについて～

令和8年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直し等の概要についてお知らせいたします。

1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、取得価額の基準が30万円未満から40万円未満に引き上げられ、適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

（改正の内容）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、令和8年4月1日以後に取得等（取得、製作又は建設をいいます。以下同じです。）をする減価償却資産の取得価額基準が30万円未満のものから**40万円未満**のものに引き上げられ、その適用期限が3年延長されました。

また、同日以後に減価償却資産を取得等する場合において、本制度の対象となる法人から常時使用する従業員数が**400人を超える法人が除外**されました。

なお、本制度の対象となる取得価額の合計額については、引き続き年300万円が上限とされています。

（適用時期）

この改正は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に少額減価償却資産の取得等をして、事業の用に供した場合について適用されます。

2 中小企業経営強化税制の見直し

中小企業経営強化税制について、令和8年4月1日以後に取得等をする工具及び器具備品の取得価額要件が30万円以上のものから40万円以上のものに引き上げられました。

3 中小企業投資促進税制の見直し

本制度における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件が「1台又は1基の取得価額が**40万円以上**の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件とされました。

なお、上記の見直しは、令和8年4月1日以後に終了する事業年度から適用されますが、施行日である令和8年4月1日をまたぐ事業年度については、経過措置が設けられています。